

盛岡広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年6月30日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 渋民田頭線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第23地割101番2地先から第24地割10番4地先まで	新	m 16.6～14.3	m 48.5
	旧	14.0～10.6	48.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和5年6月30日から同年7月31日まで